

改正後	改正前
<p>(特別の教育) 第二十一条 (略)</p> <p>2 法第四十二条第三項の作業従事役員等(以下「作業従事役員等」という。)は、労働者と同じの場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 い。 一〜六 (略)</p> <p>4 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(定期自主検査) 第三十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(特別の教育) 第二十一条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 一〜六 (略)</p> <p>3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(定期自主検査) 第三十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

(自主検査等の記録)

第三十八条 事業者は、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2| 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検」とあるのは「第三十四条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第三十五条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査」と読み替えるものとする。

(補修)

第三十九条 事業者は、第三十四条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条第一項若しくは第二項の自主検査又は第三十六条若しくは第三十七条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2| 個人事業者は、第三十四条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第三十五条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修するものとする。

(特別の教育)

第六十七条 (略)

2| 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

3| 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。
い。

一 一六 (略)

4| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生

(自主検査等の記録)

第三十八条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第三十六条の点検を除く。)の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

第三十九条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(新設)

(特別の教育)

第六十七条 (略)

(新設)

2| 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。

一 一六 (略)

3| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が

労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第七十六条 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第七十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(自主検査の記録)

第七十九条 事業者は、第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項の自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第七十七条第三項において準用する同条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(補修)

第八十条 事業者は、第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十七条第一項若しくは第二項の自主検査又は第七十八条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しな

定める。

(定期自主検査)

第七十六条 (略)

2 5 4 (略)

(新設)

第七十七条 (略)

2 (略)

(新設)

(自主検査の記録)

第七十九条 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

第八十条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

<p>2 個人事業者は、第七十六条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第七十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(特別の教育) 第七十七条 (略)</p>	<p>(特別の教育) 第七十七条 (略) (新設)</p>
<p>2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。</p>
<p>3 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 一 〇六 (略)</p>	<p>一 〇六 (略)</p>
<p>4 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
<p>(定期自主検査) 第一百九条 (略)</p>	<p>(定期自主検査) 第一百九条 (略)</p>
<p>2 〇 4 (略)</p>	<p>2 〇 4 (略) (新設)</p>
<p>5 第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二百二十条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略) (新設)</p>
<p>3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p>	

<p>(自主検査等の記録)</p> <p>第二百二十三条 事業者は、<u>第百十九条第一項及び第二項並びに第百二十条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。</u>この場合において、前項中「事業者」とあるのは「<u>個人事業者</u>」と、「<u>第百十九条第一項及び第二項並びに第百二十条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検</u>」とあるのは「<u>第百十九条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第百二十条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(自主検査等の記録)</p> <p>第二百二十三条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検（<u>第百二十一条の点検を除く。</u>）の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(補修)</p> <p>第二百二十四条 事業者は、<u>第百十九条第一項若しくは第二項若しくは第百二十条第一項若しくは第二項の自主検査又は第百二十一条若しくは第百二十二条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</u></p> <p>2 <u>個人事業者は、第百十九条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第百二十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。</u></p>	<p>(補修)</p> <p>第二百二十四条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(定期自主検査)</p> <p>第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、<u>法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「<u>個人事業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(定期自主検査)</p> <p>第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第二百五十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二百五十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3| 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(新設)

(自主検査等の記録)

2| 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第五十四条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。」

(自主検査等の記録)
2| 前項の規定は、この節に定める自主検査及び点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

2| 個人事業者は、第五十四条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査」と読み替えるものとする。

(補修)

2| 個人事業者は、第五十四条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第五十五条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査又は第五十五条第六条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(補修)
2| 個人事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(新設)

2| 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

(特別の教育)

2| 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。

(特別の教育)
2| 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。

(新設)

2| 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。

い。
一〇五 (略)

4| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十二条 (略)

2| (略)

3| 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(自主検査等の記録)

第九十五条 事業者は、第九十二条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2| 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第九十二条第一項及び第二項の自主検査並びに前条の点検」とあるのは「第九十二条第三項において準用する同条第一項及び第二項の自主検査」と読み替えるものとする。

(補修)

第九十六条 事業者は、第九十二条第一項若しくは第二項の自主検査又は第九十三条若しくは第九十四条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2| 個人事業者は、第九十二条第三項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めたと

い。
一〇五 (略)

3| 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十二条 (略)

2| (略)

(新設)

(自主検査等の記録)

第九十五条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第九十三条の点検を除く。)の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

第九十六条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(新設)

きは、直ちに補修するものとする。

(定期自主検査)

第二百八条 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第二百九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(自主検査の記録)

第二百十一条 事業者は、第二百八条第一項及び第二項並びに第二百九条第一項及び第二項の自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第二百八条第一項及び第二項並びに第二百九条第一項及び第二項」とあるのは「第二百八条第五項において準用する同条第一項及び第二項並びに第二百九条第三項において準用する同条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(補修)

第二百十二条 事業者は、第二百八条第一項若しくは第二項若しくは第二百九条第一項若しくは第二項の自主検査又は第二百十条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修し

(定期自主検査)

第二百八条 (略)

2 5 4 (略)

(新設)

第二百九条 (略)

2 (略)

(新設)

(自主検査の記録)

第二百十一条 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(補修)

第二百十二条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

<p>なければならぬ。</p> <p>2 個人事業者は、第二百八条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百九条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>2 (特別の教育) 第二百二十二条 (略)</p> <p>2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3 前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 い。 一、六 (略)</p> <p>4 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(特別の教育) 第二百二十二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。 い。 一、六 (略)</p> <p>3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>